

令和2年11月20日

陳情第49号

小田原市社会福祉協議会の運営に改善を求める陳情

## 小田原市社会福祉協議会の運営に改善を求める陳情

### 【陳情趣旨】

いわゆる社会福祉協議会について、その運営に不明瞭な点が見受けられますので、以下のとおり疑問点を指摘させていただき、改善を求めたいと考えております。

小田原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、小田原市全域の社会福祉事業の中核をなす民間組織とされていますが、市内26の連合自治会単位で組織された地区ごとの社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とは、陳情者が市社協の定款を点検する限りにおいて、一方が本部で他方が支部であるというような組織的な一体性はありません。陳情者が居住する地区の橋北地区社会福祉協議会の規約も同様に、市社協との一体性を記した条項はありません。市社協は、地区社協等から選出された住民等が市社協に評議員・理事等として参画し、自治会加入世帯が会費の負担をしているに過ぎません。それでいて、概ね小田原市と市社協の事業を地区社協に実施させているという、片務的な組織であると考えられます。

市社協の財源のうち、自治会員負担分は市社協に一旦納付され、その後地区社協に配分されるということで、一見本部と支部との関係にあるかのように誤認させられます。しかし、市社協は自治会員でもある自治会長から特別会費などと称して二重徴収する必要があるのでしょうか。そのようなことは直ちに廃止せねばなりません。小田原市が市社協への補助金を増額し非自治会員相当額を補填するか、あるいは自治会員だけに会費負担を負わずに、市社協会費を公金として全世帯に賦課するなど会費負担の公平性を担保する必要があると考えます。

市社協は民間組織であるとされながら、定款の変更には小田原市長の認可を必要とし、財源として、小田原市補助金、小田原市受託金収入、介護保険事業収入、利用者負担金、共同募金配分金などが大半を占め、さらに小田原市の幹部職員経験者が常勤役員である常務理事として代々就任するなど実質的に小田原市の統制下にある団体であると考えられます。

陳情者は、市社協を厚生労働省社会・援護局が所管する事業の大半を市町村単位で実施する団体と史料いたしております。であればこそ、資金は自治会から徴収し、全てとは言いませんが徴収した資金の一部で事業を地区社協に実施させるということの整合性を説明すべきです。繰り返します、市社協と地区社協は似たような事業をしている民間団体ですが、相互に組織としての一体性はありません。

### 【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対して、市社協と地区社協との資金の移動及び事業の実施状況について、費用負担、役務の提供、受益の公平性の観点から市社協の運営を見直すよう求めること。

令和2年11月20日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞